

有害液体物質等の範囲から除かれる液体物質を定める省令の一部を改正する等の省令案新旧対照条文

有害液体物質等の範囲から除かれる液体物質を定める省令（昭和六十二年総理府令第三号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第三号及び第四号の環境省令で定める液体物質は、次に掲げる液体物質とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 陸上において処分するため輸送する目的で船舶に積載される液体物質（船舶内において生じたもの及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一第一号水に規定するものを除く。）</p> <p>三（略）</p> | <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第三号及び第四号の環境省令で定める液体物質は、次に掲げる液体物質とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 陸上において処分するため輸送する目的で船舶に積載される液体物質（船舶内において生じたもの及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一第一号二に規定するものを除く。）</p> <p>三（略）</p> |

改正案

現行

（有害液体物質排出防止設備）

第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下「令」という。）別表第一の七第一号の排出方法に関する基準の欄の八の環境省令で定める装置は、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号。以下「技術基準省令」という。）第二十四条第一項に規定する喫水線下排出装置（以下「喫水線下排出装置」という。）とする。

（排出率）

第二条 令別表第一の七第一号の排出方法に関する基準の欄の八の環境省令で定める排出率は、次の式により算出された排出率とする。

（略）

附則

この府令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十八号）附則第一条第四号に定める日（昭和六十二年四月六日）から施行する。

（削除）

（削除）

（有害液体物質排出防止設備）

第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下「令」という。）別表第一の九第二号の排出方法に関する基準の欄の八及び第三号の排出方法に関する基準の欄の八の環境省令で定める装置は、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号。以下「技術基準省令」という。）第二十四条第一項に規定する喫水線下排出装置（以下「喫水線下排出装置」という。）とする。

（排出率）

第二条 令別表第一の九第二号の排出方法に関する基準の欄の八及び第三号の排出方法に関する基準の欄の八の環境省令で定める排出率は、次の式により算出された排出率とする。

（略）

附則

（施行期日）

1| この府令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十八号）附則第一条第四号に定める日（昭和六十二年四月六日）から施行する。

（経過措置）

2| 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（以下「改正政令」という。）附則第三項の表の排出方法に関する基準の欄の八の総理府令で定める装置は、喫水線下排出装置とする。

3| 改正政令附則第三項の表の排出方法に関する基準の欄の八の総理府令で定める排出率は、次の式により算出された排出率又は第二条に規定する排出率のうちいずれか小さいものとする。

$$Qd = \frac{K \cdot V^{1.4} \cdot L^{1.6}}{Cs} \times 4.3 \times 10^{-5}$$

この式において、Qd、K、V、L及びCsは、それぞれ次の値を表すものとする。

Qd 排出率（単位 立方メートル毎時）

K 一（二個の喫水線下排出口が使用される場合にあつては、一・五）

V 排出中の船舶の速力（単位 ノット）

L 船の長さ（満水喫水線規則第四条に規定する船の長さをいう。）

（単位 メートル）

Cs 排出する有害液体物質に含まれる令別表第一二号に掲げるB類物質等が混和性物質（洗浄水温度においてあらゆる割合で水に溶解する物質をいう。以下同じ。）である場合にあつては次の式により算出された値、混和性物質以外の物質である場合にあつては一

$$Cs = \frac{Cs}{n}$$

この式において、n及びVrは、それぞれ次の値を表すものとする。

n 排出する有害液体物質の輸送の用に供されていた貨物艙カゴの数

Vr 排出する有害液体物質の容量（単位 立方メートル）

（削除）

4 改正政令附則第三項の表の排出方法に関する基準の欄の二の総理府令で定める装置は、海洋汚染防止設備等に関する技術上の基準を定める省令等の一部を改正する省令（昭和六十一年運輸省令第四十号）附則第四条第二項に規定する残留物排出記録装置とする。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第九条の六第三項の規定に基づく未査定液体物質の査定に関する省令

(昭和六十二年総理府令第五号)(抄)(第三条関係)

(傍線の部分は改正部分)

| 改 正 案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>(未査定液体物質の査定)</p> <p>第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第九条の六第三項の査定(次条において「査定」という。)は、同法第九条の六第二項の届出に係る未査定液体物質が次に掲げる物質のいずれに該当するかを判定することにより行うものとする。</p> <p>一 海洋環境の保全の見地から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一十号。以下「令」という。)別表第一第一号イに掲げるX類物質と同程度に有害である物質</p> <p>二 海洋環境の保全の見地から令別表第一第二号イに掲げるY類物質と同程度に有害である物質</p> <p>三 海洋環境の保全の見地から令別表第一第三号イに掲げるZ類物質と同程度に有害である物質</p> <p>(削除)</p> <p>四 海洋環境の保全の見地から有害でない物質</p> | <p>(未査定液体物質の査定)</p> <p>第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第九条の六第三項の査定(次条において「査定」という。)は、同法第九条の六第二項の届出に係る未査定液体物質が次に掲げる物質のいずれに該当するかを判定することにより行うものとする。</p> <p>一 海洋環境の保全の見地から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一十号。以下「令」という。)別表第一第一号イに掲げるA類物質と同程度に有害である物質</p> <p>二 海洋環境の保全の見地から令別表第一第二号イに掲げるB類物質と同程度に有害である物質</p> <p>三 海洋環境の保全の見地から令別表第一第三号イに掲げるC類物質と同程度に有害である物質</p> <p>四 海洋環境の保全の見地から令別表第一第四号イに掲げるD類物質と同程度に有害である物質</p> <p>五 海洋環境の保全の見地から令別表第一第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに掲げる物質のいずれのものとも同程度には有害でない物質</p> |

| 改 正 案 | 現 行  |
|-------|--|
| 「廃止」  | <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一第一号のA類物質等に該当する混合物の基準を定める省令</p> <p>。 (別表第一第一号ハの環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 令別表第一第一号イ又はロに掲げる物質のうち環境大臣の指定するものの濃度の合計が一重量パーセント以上であること。</p> <p>二 次に掲げる数の合計が一万以上であること。</p> <p>イ 令別表第一第一号イ又はロに掲げる物質の濃度の合計を重量パーセントで表した数に千を乗じて得られた数</p> <p>ロ 令別表第一第二号イ又はロに掲げる物質の濃度の合計を重量パーセントで表した数に百を乗じて得られた数</p> <p>ハ 令別表第一第三号イ又はロに掲げる物質の濃度の合計を重量パーセントで表した数に十を乗じて得られた数</p> <p>ニ 令別表第一第四号イ又はロに掲げる物質の濃度の合計を重量パーセントで表した数に一を乗じて得られた数</p> |

排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令第三条第二項の表の第四号に規定する粉砕装置の技術上の基準を定める省令（平成八年総理府令第三十六号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令第三条第二項の表の第三号に規定する粉砕装置の技術上の基準を定める省令</p> <p>排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令第三条第二項の表の第三号下欄口の粉砕装置に係る環境省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～三（略）</p> | <p>排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令第三条第二項の表の第四号に規定する粉砕装置の技術上の基準を定める省令</p> <p>排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令第三条第二項の表の第四号下欄口の粉砕装置に係る環境省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～三（略）</p> |